

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(V-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること(施策目標V-1-1)</p> <p>基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標1:労働力需給のミスマッチの解消を図るため需給調整機能を強化すること</p>	担当 部局名	職業安定局首席職業指導官室 職業安定局人材確保支援総合企画室 職業安定局民間人材サービス推進室 職業安定局需給調整事業課	作成責任者名	首席職業指導官 井上 英明 人材確保支援総合企画室長 仙田 亮 民間人材サービス推進室長 北川 健司 需給調整事業課長 高島 洋平
施策の概要	<p>【公共職業安定所(ハローワーク)において個々の求人・求職者のニーズにあつたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能を強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の積極的な提供、応募書類作成の助言・指導、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。また、オンラインによる職業相談等も全国で実施。 子育て中の女性等を対象としたマザーズハローワーク等において子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者のニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな職業相談・職業紹介や仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等を実施。 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者、就職から職場定着まで一貫した支援を実施。 求人者に対しては、求人内容の見直し、条件緩和の働きかけ、求人開拓の推進などの、求人者サービスを実施。 <p>【職業紹介事業及び労働者派遣事業の適正な運営の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業紹介事業や募集情報等提供事業、労働者派遣事業等が適正に行われるよう、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者、派遣元事業主等への厳正な指導監督を中心として、当該事業に関わる関係者に対する制度周知や指導監督の徹底を図っていく。 <p>(労働者派遣制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年施行の改正省令及び改正告示により、情報開示の推進、雇用安定措置に係る派遣労働者からの希望の聴取の徹底や教育訓練やキャリアコンサルティングの実施の徹底等の具体的措置を講じている。 令和2年4月施行の平成30年改正労働者派遣法による派遣労働者の処遇改善(同一労働同一賃金)の状況を把握しつつ、同法の円滑な施行のため、都道府県労働局の相談体制の整備や説明会の実施などに取り組んでいる。 <p>(職業紹介事業・募集情報提供事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年に職業安定法を改正し、求職者が安心して求職活動ができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の確かな表示の義務化」、「個人情報の取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」等により、求人メディア等のマッチング機能の向上を図っている。 <p>【民間事業者との連携によるマッチング機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部労働市場の需給調整の担い手である良質な民間人材サービスの育成・活用を進め、ハローワークとの連携によるマッチング機能の最大化を図ることが重要である。そのため、民間人材サービスの質的向上を図るための事業(優良事業者の認定等)を行うとともに、医療・介護・保育分野における一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定する制度を実施する。 <p>【根拠法令】</p> <p>職業安定法(昭和22年法律第141号) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)</p>				
施策を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおいては、近年、新型コロナウイルス感染症の影響から、求職者が求職活動を控える動きもあり、就職件数が減少している(※1)。一方、ハローワークにおいて求職者ニーズの高い職種・業種等に重点を置いた求人開拓等を実施した結果、新規求人数が持ち直している(※2)。また、オンライン就職支援セミナーの活用やオンライン職業相談など各種の就職支援をオンラインの活用を含めて実施しているところ。 (※1)就職件数 2019年度:1,473,691件、2020年度:1,225,428件、2021年度:1,243,264件、2022年度:1,227,183件、2023年度:1,206,179件、2024年度:1,140,037件 (※2)新規求人数 2020年度:8,771,386件→2024年度:10,259,250件 人材不足分野(医療、介護、保育、建設、警備、運輸等)については、令和5年度の有効求人倍率が3.45倍(厚生労働省職業安定局調べ)となっており、全体の有効求人倍率1.29倍(令和5年度平均、一般職業紹介状況)と比べて高止まりし、人材不足が常態化している状況である。そのため、人材確保対策コーナーにおける求人充足対策を強化して、関係機関・業界団体との連携により、事業所セミナー、就職面接会、事業所見学会等の積極的な支援を実施しているところ。 2024年6月1日現在の派遣労働者数は約191万人(2019年:約157万人)、2023年度の派遣先事業所数は約80万所(2019年度:約70万所)と、近年増加傾向。(なお、派遣元事業所数は横ばい(2019年度:44,802所⇒2023年度:45,026所)。) 民間職業紹介事業所の紹介による就職件数(常用就職)は増加傾向にあり(2006年:39万件⇒2023年:88万件)、民間職業紹介事業所数も大幅に増加(2006年度:13,469所⇒2024年度:32,622所)。 優良事業者等の認定状況 優良派遣事業者:143社(※令和6年10月1日時点)、職業紹介優良事業者:40社(※令和6年4月1日時点)、適正認定事業者:55社(医療分野42社、介護分野26社、保育分野15社)(※令和6年10月31日時点) 				
施策実現のための課題	1	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおいては、労働市場のセーフティネットとしての機能として、求職者に対し、迅速にその能力に適合する職業に就くことをあっせんするため、早期再就職等に向けた支援を強化するとともに、労働力需給のミスマッチを解消する必要がある。 また、ハローワークにおいては、キャリアコンサルティング機能の強化に向け、求職者の個々の事情に応じた利便性の向上を行う必要があることから、デジタル技術を活用した求職・求人双方へのサービス向上を図る必要がある。 			
	2	<ul style="list-style-type: none"> 同一労働同一賃金については令和2年4月から施行され、制度の理解を深めるため、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者への周知を図っていく必要がある。そのため、引き続き制度周知や指導監督の徹底を図る必要がある。 求職者が安心して求職活動でき、マッチング機能の質が向上するよう、求人メディア等が依拠すべきルール等の周知徹底を図るとともに、優良事業者の利用を促進する必要がある。 			
	3	<ul style="list-style-type: none"> 経済のグローバル化や少子高齢化の中で、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上が課題となっている。そのため、卒卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行われることで、官民が連携して、労働市場全体のマッチング機能の強化を推進していく必要がある。 			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
目標1 (課題1)	公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること		労働力需給のミスマッチを解消し、労働市場の機能の円滑化及びその需給調整を推進する必要があるため。		
目標2 (課題2)	労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること		職業の安定及び派遣労働者の雇用の安定を図るためには、労働者派遣事業及び雇用仲介事業の適正な運営を確保する必要がある。		
目標3 (課題3)	良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること		求職者の多様なニーズに対応するため、民間人材ビジネスの積極的な活用により、外部労働市場全体としての更なるマッチング機能の強化を図る必要があるため。		

達成目標1について

1	基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
①	公共職業安定所の求職者の就職率(一般)(アウトカム)	-	-	26.5%	令和7年度	-	27.5%	27.5%	26.9%	26.5%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:就職件数(令和6年度:1,140,037件) ・分母Y:新規求職者数(令和6年度:4,408,663人)	過去3ヶ年の実績とこれを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。
2	雇用保険受給者の早期再就職割合(アウトカム)	-	-	34.3%	令和7年度	33.4%	33.9%	33.9%	33.9%	34.3%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:早期再就職者数(※)(令和6年度:456,863人) ・分母Y:受給資格決定件数(令和6年度:1,333,028件) ※早期再就職者数:雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)	昨年度の実績を目標値として設定。
3	公共職業安定所の求人の充足率(一般)(アウトカム)	-	-	11.6%	令和7年度	-	13.4%	13.4%	12.1%	11.6%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:充足数(令和6年度:1,150,127人) ・分母Y:新規求人数(令和6年度:10,259,250人)	過去3ヶ年の実績とこれを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。
4	新規求人件数に占めるオンラインによる求人件数の割合(アウトプット)	-	-	84.9%	令和7年度	-	-	-	-	84.9%	公共職業安定所におけるオンラインに係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:オンライン新規求人件数(令和6年度:4,951,258件) ・分母Y:新規求人件数(令和6年度:5,833,519件) 【※本指標は令和7年度から】	昨年度の実績を目標値として設定。
達成手段1(開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID	
(1)	失業給付受給者等就職援助対策費(-)	※	※	※	1,2,3	※					002514	
(2)	職業安定行政推進費(-)	※	※	※	-	※					002520	
(3)	再就職支援プログラム事業費(平成14年度)	※	※	※	-	※					002515	
(4)	マザーズハローワーク事業推進費(平成18年度)	※	※	※	1,3	※					002513	
(5)	ふるさとハローワーク事業推進費(平成20年度)	※	※	※	-	※					002518	
(6)	ハローワークにおける職業訓練に係る相談支援及び就職支援のための体制整備(平成21年度)	※	※	※	1,3	※					002517	
(7)	ハローワークシステム運営費(平成23年度)	※	※	※	-	※					002519	

(8)	求人確保・求人者指導援助推進費 (平成23年度)	※	※	※	1.3		※		002521
(9)	一体的実施事業運営費 (平成24年度)	※	※	※	1.2,3		※		002523
(10)	長期療養者就職支援対策費 (平成25年度)	※	※	※	1.3		※		002524
(11)	求人・求職情報の提供に関する体制の 整備 (平成27年度)	※	※	※	1.3		※		002526
(12)	職場情報総合サイトの運営 (平成29年度)	※	※	※	1.3		※		002528
(13)	人材確保対策総合推進事業 (平成21年度)	※	※	※	1.3		※		002516
(14)	職業情報提供サイト(job tag)の運営 (平成30年度)	※	※	※	-		※		002529
(15)	ミドルシニア専門窓口の設置及びチー ム支援の実施 (令和元年度)	※	※	※	-		※		002530
(16)	ハローワークの業務のオンライン化に 伴う環境の整備について	※	※	※	-		※		007023
(17)	労働市場情報の見える化の促進に向 けた広報業務等 (令和7年度)	※	※	※	1.3		※		020553

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○5 説明会等において労働者派遣法等の 周知啓発を図った事業所数 (アウトプット)	-	-	30,000所 以上	令和7年度	30,000所 以上	30,000所 以上	30,000所 以上	30,000所 以上	30,000所 以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進し ていくため。	説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数を指 標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として、実績等 を踏まえて目標値を設定した。
					12,994所	18,307所	26,299所	26,212所			
6 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労 働者等から個別の相談を受けた際など に、相談者の抱える問題について、相 談を通じて解決に至った割合 (アウトカム)	-	-	95%以上	令和7年度	80%以上	90%以上	90%以上	95%以上	95%以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進し ていくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であるため、 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受け た際などに、期間を区切った形で、相談者の抱える問題が相談を通じ て解決に至った割合について評価することを指標とした。	派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの個別の相談の効果につ いて客観的に把握する観点から、相談後の任意の理解度調査におい て「問題点等が解決した」と回答した割合を目標として設定し、前年度 実績(99.9%)を踏まえ、一定の水準として設定した。
					100%	100%	99%	99%			

【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y
・分子X:問題解決に至った旨の回答数(令和6年度:18,513件)
・分母Y:相談後のアンケートの回答数(令和6年度:18,533件)

7	優良募集情報等提供事業者認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合 (アウトカム)	-	-	90%以上	令和7年度	-	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	優良事業者認定制度に係る説明会の開催や相談を通じて認定への機運が高まり、事業者が年度内の申請準備を行うと考えられ、また、優良認定を得るために、同制度における認定基準に基づく新たな取組を実施することは、事業の目的である募集情報等提供事業者の事業改善意欲が醸成された状態と考えられることから、これらを把握する観点から「優良認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合」を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X: 新たな取組を実施した事業者(令和6年度: 10者) ・分母Y: 優良認定を受けた事業者数(令和6年度: 11者)	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。
8	優良募集情報等提供事業者認定を受けることを希望して相談してきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合 (アウトカム)	-	-	80%以上	令和7年度	-	70%以上	70%以上	70%以上	80%以上	優良事業者認定制度に係る説明会の開催や相談を通じて認定への機運が高まり、事業者が年度内の申請準備を行うと考えられ、また、優良認定を得るために、同制度における認定基準に基づく新たな取組を実施することは、事業の目的である募集情報等提供事業者の事業改善意欲が醸成された状態と考えられることから、これらを把握する観点から「優良認定を受けることを希望して相談してきた事業者のうち、年度内に認定に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合」を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X: 年度内に認定に向けた準備を開始していると回答した事業者数(令和6年度: 7者) ・分母Y: 認定を受けることを希望して相談した事業者数(令和6年度: 8者)	優良認定を受けることを希望して相談してきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合を指標として選定し、その多くに当たる一定数以上となることを目的として目標値を設定した。
達成手段2 (開始年度)		令和6年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レジュシート予算事業ID	
(18)	労働者派遣事業等の適正な運営の確保に係る経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費) (平成23年度)	※	※	※	5.6	※					002522	
(19)	求人情報提供の適正化推進事業費 (平成28年度)	※	※	※	7.8	※					002527	

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値							
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
9	優良認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した派遣事業者の割合 (アウトカム)	-	-	90%以上	令和7年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者の割合を指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X: 「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者数(令和6年度: 2者) ・分母Y: 「認定を受けた事業者のうち、アンケートに回答した事業者数」(令和6年度: 2者)	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考: 優良派遣事業者数: 132者(※令和7年10月1日時点)
10	職業紹介優良事業者認定制度に係る説明会及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度に係る説明会の実施回数(アウトプット)	-	-	8回	令和7年度	10回	6回	8回	8回	8回	職業紹介事業者及び医療・介護・保育分野における職業紹介事業者を対象に説明会を実施することで、一定の基準を満たす事業者をそれぞれ優良事業者及び適正事業者として認定する制度を広く普及することにつながると考えられるため、説明会の実施回数を指標として設定した。 年2回の認定を予定しており、認定申請前2回程度開催(計4回)することを踏まえて目標値を設定した(優良認定制度及び適正認定制度による件数の計)。	

11	各認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した職業紹介事業者の割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和7年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者の割合を指標と設定した。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者数(令和6年度:8者) ・分母Y:「認定を受けた事業者のうち、アンケートに回答した事業者数」(令和6年度:8者)	認定を受けた事業者のうち、認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考:職業紹介優良事業者:45者(※令和7年10月6日時点) *参考:職業紹介適正事業者:53者(医療40、介護25、保育16)(※令和7年9月12日時点)
						100.0%	93.8%	92.9%	100.0%			
12	優良認定を受けることをきっかけとして、請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施したと回答した事業者の割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和7年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして、請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施した」と回答した事業者の割合を指標と設定した。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:「優良認定を受けることをきっかけとして請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施した」旨の回答数(令和6年度:140件) ・分母Y:認定制度の受審事業者に対するアンケート項目数(延べ数)(令和65年度:140件(回答した受審事業者数(14者)×アンケート項目数(10))	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考:製造請負優良適正事業者:41者(※令和7年4月1日時点)
						100.0%	100.0%	96%	100.0%			
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									執行額
(20)	優良な民間人材サービス事業者の育成促進事業 (平成26年度)	※	※	※	-	※					002525	
		※	※									
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定 時期	令和8年度
		89,171,264			86,515,452			87,033,077				
施策の執行額(千円)		82,523,690			80,764,216							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-					-		-			

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。